

## 第 25 回公開講演会

「消費者団体訴訟制度の実現と活用を目指して」

平成 17 年 6 月 8 日午後 1 時 30 分より 4 時まで、名古屋ガーデンパレスホテルにおいて、消費者問題研究所主催による第 25 回公開講演会が開かれた。テーマは「消費者団体訴訟制度の実現と活用を目指して」であり、パネラー講師として山田宏氏（内閣府官房審議官・国民生活局担当）、長野浩三氏（弁護士・国民生活審議会消費者団体訴訟制度検討委員会委員）原早苗氏（埼玉大学・上智大学講師・国民生活審議会消費者政策部全委員）をお招きし、小木紀之所長（名古屋経済大学教授）が司会進行としてコーディネーターを務めた。

今日 21 世紀型の消費者政策の問題が提起されており、国民生活審議会における審議が政策的に実現され、平成 16 年に消費者保護基本法が消費者基本法に改正された。消費者基本法では、特に消費者が権利の主体として位置づけられており・現在消費者団体訴訟制度が議論されている。そのため今年のテーマである「21 世紀型消費者政策の展開と消費者保護基本法改正」に引き続いて消費者団体訴訟制度の実現と活用についての議論が行われた。

小木所長によるテーマの説明にひきつづき山田氏から消費者団体訴訟制度の外郭についての講演が約 30 分間行われ、概要は以下のようであった。

現在消費者トラブルは増加し続けており、国民生活センターで収集している苦情相談情報は平成 16 年度は 130 万件にのぼり、平成 17 年度は 200 万件にのぼると予想され、その多くが不当請求などである。消費者団体訴訟制度はこうした消費者被害の解決方法の手段として考えられている。消費者契約法に基づき被害者が事業者に対する訴訟に勝訴した場合でも、事業者と被害者間の裁判であることから、事業者の不当行為を差し止めることができない。また事前に被害を受けていない消費者が事業者に対して不当行為を差し止める訴訟を起こすことは、消費者に対して利益がないことから認められていない。そのため消費者団体訴訟制度は、特定の消費者団体に対して差止請求権を与えようという考えに基づくものである。

EU では日本に先行して消費者団体訴訟制度が制定されているが、わが国においても平成 16 年に内閣府に国民生活審議会消費者団体訴訟制度検討委員会が設立され、消費者団体訴訟制度の骨格についての議論がなされている。

消費者団体訴訟制度の範囲は消費者契約法に基づき、不当とされている行為に対する差止請求権を適格性のある消費者団体に与えるものであるが、消費者団体に訴権を与える適格性として、消費者団体の活動内容や規模による消費者利益代表性、訴訟が可能な法人格と人的基盤による訴権行使基盤消費者団体の公明性、事業者からの独立性の基準となる弊害排除が要件として考えられている。また消費者団体の適格性の判断と継続的な審査制度が課題となる。加えて制度を円滑に運営するための法制度の拡充も課題となっている。

つづいて長野氏が法律家の立場から具体的な事例を解説し、消費者団体訴訟制度の課題について 30 分間論じられ その要旨は次のようであった。

消費者契約法の不当条項の代表的な判例として、建物賃貸契約の解約（敷金問題）等が挙げられる。これらの条項は通常使用による損耗は使用対価として賃料を払っていると考えられる。肴のため消費者契約法 10 条により不当条項が無効であると判断された。この他にも入学辞退に伴う学納金の返還等、

費用に対して正当なサービスが提供されていない事例が挙げられる。

現在消費者団体に消費者基本法に基づき不当条項に対して申し入れを行っている。しかし詐欺行為や公序良俗法、特定商取引法等、消費者契約法で規定される不当条項は消費者契約法に含まれていない。そのため消費者団体による不当条項に対する申し入れは効力を持たない。これらの問題に強制力を持たせるためにも消費者団体訴訟制度の導入が望まれる。

導入後の消費者団体訴訟制度の課題として、制度を適切に行使する必要性が挙げられる。そのため適格な訴権団体の設立が重要であり、訴権団体を各地域に設立する必要がある。また事業者の不当行為を抑制するため、現在消費者団体訴訟制度には含まれていない損害賠償制度の導入を検討する必要がある。さらに直接的な事業者でない事業者団体による推奨行為に対しても議論の余地を残している。加えて現段階では被告事業者の所在地でしか訴訟ができないことから、消費者団体訴訟を円滑に行うため、被害発生地での裁判管轄を認める必要がある。

最後に原氏が消費者問題、消費者運動の立場から、消費者団体の問題について30分間論じられ、その要旨は以下のものであった。

内閣府による消費者団体調査によると、現在名称に法人格を含む消費者団体が4,681団体あり、46%が会員数100人以下の団体である。これらの消費者団体の活動は機関紙、パンフレット、講習会等による消費者啓発、資源回収等の環境活動、調査活動などが一般的である。女性を中心とした主婦連合会等による陳情型といわれる啓発活動、日本消費者連盟等による告発型といわれる企業に対する告発活動等が挙げられる。告発活動は現在議論されている消費者団体訴訟制度に類似した活動であり、特に1970年代に精力的に行われた。しかし1980年代に入り南北問題、1990年代には地球規模での環境問題へと内容が変化していった。しかし近年の政策の大きな変化である規制緩和に伴い、化粧品の成分評価など安全行政、表示行政が消費者行政から除外されていった。これに伴い製造物責任法、消費者契約法、金融商品販売法などが制定されていった。

こうした状況で21世紀の消費者政策として残されていた問題が消費者基本法の改正であり、昨今の企業責任問題を背景に推進されていった。この中で残された問題の1つが消費者団体訴訟制度である。現在各地で多くの消費者団体が名乗りをあげている中で、特に担い手となる適格消費者団体の要件が問題となる。各地域に消費者訴訟を担う団体が設立されることが望ましいが、適格団体による訴訟が行われる際に、消費者センターや行政に集められた情報の提供が必要となる。現在議論されている消費者団体訴訟制度では、差止請求の費用を消費者団体が負担しなければならず、損害賠償請求は含まれていないことから、資金の援助が必要となる。また商品や法律に対する専門性も提供される必要がある。加えて今後の課題として独占禁止法、景品表示法、特定商取引法、民法へ範囲を拡大し、企業の不当利得を還元させる機能が必要であると考えられる。

山田氏、長野氏、原氏の発言の後、コーディネーターである小木所長から消費者団体訴訟制度の今後の課題である適格訴権団体の設立について問題が提起され、各氏から意見が出された。その内容として長野氏からは先に論じられた組織基盤、財政基盤、専門家の確保等の消費者団体の適格性に加えて、各地域での被害情報の収集による被害地域で独自に検討できる消費者団体の設立が指摘された。原氏からは事業者からの独立性の観点から、基金などの資金制度の確立が指摘された。山田氏からは消費者と事業者の認識の承離が指摘された。

パネラーの議論だけでなく、フロアーからも質問が出され、その内容は欧米での消費者団体訴訟の現状についてなどであった。消費者団体訴訟制度についての深長な議論の後、講演会は盛況のうちに終了した。

[文責：佐伯陽介 所員]